

社会福祉法人 宝塚いくせい会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝塚いくせい会(以下、「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づく役員及び評議員(以下、「役員等」という。)の報酬及び実費弁償(以下、「報酬等」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で、役員とは法人の理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事長については、月額報酬及び交通費を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 理事長を除くその他の役員等については、その職にあることによる報酬は支給せず、勤務形態に応じて報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 交通費については、法人職員給与規程の規定に準ずる額
- (3) 理事長が職務のため出張したときは、法人職員旅費規程の規定に準じて、旅費を支給する。

(その他の役員等の報酬等)

第5条 その他の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第2に定める額
- (2) その他の役員等が職務のため出張したときは、法人職員旅費規程の規定に準じて、旅費を支給する。

(法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長に対する報酬等の支給時期は、法人職員給与規程の規定に準じた日とする。

2 その他の役員等に対する報酬等の支給時期は、会議等の出席実態に基づき、その都度支給する。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第8条 新たに理事長に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、法人職員給与規定の規定に準じて日割計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行することとし、社会福祉法人宝塚いくせいか役員等実費弁償費等規程は、廃止する。

2 この規程は、平成29年6月26日開催の定時評議員会で承認する。

別表第1 (第4条関係 理事長の報酬等)

	報 酬	交 通 費
理事長	月額 40,000円	実 費

別表第2 (第5条関係 その他の役員等の報酬等)

(1) 評議員

	報 酬	交 通 費
評議員会への出席	日額 10,000円	実 費
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000円	実 費

(2) 理 事

	報 酬	交 通 費
理事会等の会議への出席	日額 10,000円	実 費
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000円	実 費

(3) 監 事

	報 酬	交 通 費
監事監査、理事会等への出席	日額 10,000円	実 費
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000円	実 費